

仲裁人・調停人候補者選定委員会規則

第1条（趣旨）

この規則は、スポーツ仲裁規則第20条第3項、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第4項、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第21条第4項、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第3項及び加盟団体スポーツ仲裁規則第20条第3項に定める仲裁人候補者リスト並びに特定調停合意に基づくスポーツ調停規則第5条に定める調停人候補者リスト（以下、総称して「仲裁人・調停人候補者リスト」という。）の作成及び更新のために設置する仲裁人・調停人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条（選定委員会の設置）

選定委員会は、仲裁人・調停人候補者リストの作成及び更新のため、必要に応じ設置される。

第3条（委員の選任）

理事会は、選定委員会の委員として、仲裁人・調停人候補者リストに掲載されている者で、次に掲げる要件を満たすものから3名を選任する。

- (a) 弁護士、大学における法学系科目の講義担当者などの法律専門職にあること、又はこれに相当する法的素養があること。
- (b) スポーツについて理解があること。
- (c) 仲裁人・調停人経験があること。

第4条（選定委員会の任務）

- 1 選定委員会は、現に仲裁人・調停人候補者リストに掲載されている者については、特別の事情がない限り、仲裁人・調停人候補者として選定する。但し、選定委員会の委員は、自身の選定には関与できない。
- 2 仲裁人・調停人候補者リストに掲載されていない者（以下「非掲載者」という。）から仲裁人・調停人候補者への応募があり、又は、現仲裁人・調停人候補者もしくは競技団体から非掲載者の推薦があった場合には、選定委員会は、仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針に掲げる基準に照らし、当該非掲載者を仲裁人・調停人候補者として選定するか否かを決定する。なお、選定委員会の委員の意見が分かれる場合には多数決による。

- 3 代表理事（機構長）は、前項の応募を行い又は推薦を受けた非掲載者に対し、前項の結果を機構の決定として通知し、仲裁人・調停人候補者として選定された者を翌年度以降の仲裁人・調停人候補者リストに掲載する。

第5条（選定委員会の任務の終了と報酬）

- 1 選定委員会は、前条第1項及び第2項の選定の決定をもって任務を終了し、解散する。
- 2 選定委員会の委員には、スポーツ仲裁人報酬金規程に基づく仲裁人報酬金と同額の謝金を支払う。

附則

この規則は2017年3月15日から施行する。